

年金定期預金プレミア

1/2

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	・年金定期預金プレミア (取扱期間：令和7年3月31日まで)						
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金）を <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫で既にお受け取りになっている方 ②新たに当金庫でお受け取りになる方 ③他金融機関から当金庫でのお受け取りに変更していただいた方 （この年金定期預金の預入期間中は、継続して当金庫で公的年金をお受け取りになることが条件となります。） ・新たに公的年金をお受け取りになる方は裁定請求書類により、また他金融機関からの変更については金融機関変更届出書類にて、お受け取り指定口座の確認をさせていただきます。 ・お預け入れは年金受取口座のある1店舗に限ります。 						
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年 ・自動継続（元金継続）のみのお取扱いとなります。 ※公的年金の振込みが確認できる方に限ります。 						
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入。通帳式のみ。 ・100円以上。ただし、お一人さま100万円以内とします。 ・100円単位 						
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻いたします。						
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 自動継続による取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・年0.20%（税引後年0.15937%） ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・自動継続後の金利は、書替継続日における当金庫が定めた年金定期預金プレミアの利率を適用いたします。2年目以降の利率は、満期日（書替継続日）までに決定いたします。 ・満期時にお支払いする利息のご入金口座は、年金受け取り口座（普通預金）に限ります。 ・以下の場合は、自動継続を停止させていただき、満期日以降に一括して払戻いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 満期時に当金庫での公的年金のお受け取りが確認できない場合。 ② 満期日以前において、お利息入金口座が解約により無い場合。 						
7. 税金	・お受け取り利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。						
8. 手数料							
9. 付加できる特約事項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱いができます。						
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、下表の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともにお支払いします。 (表) 約定預入期間は1年 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">預入日から解約日前日までの日数</th> <th style="text-align: left;">解約時の普通預金利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	預入日から解約日前日までの日数	解約時の普通預金利率	6カ月未満	約定利率×50%	6カ月以上1年未満	約定利率×50%
預入日から解約日前日までの日数	解約時の普通預金利率						
6カ月未満	約定利率×50%						
6カ月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備えつけの金利ボード、または当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ<https://www.shinkin.co.jp/sagami/> ・詳しくは、窓口までお問い合わせください。 						
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部（午前9時～午後5時、電話0120-426-614）にお申し出ください。</p>						

	<p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会（電話 045-211-7716）の紛争解決センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日上記営業統括部、全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話 03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話 03-5524-5671）のいずれかにお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。（現地調停）②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。（移管調停）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・ 当金庫の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。